

令和四年二月二十二日受領
答弁第一一三三号

内閣衆質二〇八第一三三号

令和四年二月二十二日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員大西健介君提出ミャンマー国軍関係者の受け入れに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大西健介君提出ミャンマー国軍関係者の受け入れに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「本事業を通じて築かれた人的ネットワーク」の意味するところが必ずしも明らかではないが、防衛省・自衛隊において他国からの留学生を受け入れることは、防衛省・自衛隊の関係者と当該留学生との間で人的関係が構築されるとともに、我が国と当該留学生の派遣国との間の相互理解及び信頼関係を増進する意義があると考えている。

二及び三について

御指摘の「政府は、昨年二月の国軍によるクーデターを「強く非難する」談話を発表している」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、ミャンマー連邦共和国（以下「ミャンマー」という。）の情勢に関し、国際社会からの度重なる呼び掛けにもかかわらず、暴力によって多くの死者が発生している状況を強く非難している。

その上で、防衛省・自衛隊において他国からの留学生を受け入れることは、一について述べた意義があると考えている。また、当該留学生に対して、民主主義国家である我が国における、厳格な文民統制の

下で運用される実力組織の在り方を示す効果もあると考えている。

このような考え方にに基づき、防衛省・自衛隊においてミャンマーからの留学生を受け入れることは、先に述べた政府の立場と矛盾するものではないと考えている。いずれにせよ、防衛省・自衛隊におけるミャンマーからの留学生の受入れについては、一についてで述べた意義等を踏まえ、適切に対応してまいりたい。

四について

お尋ねの「類似のプログラムを有している」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、二で御指摘の「昨年二月の国軍によるクーデター」を受けて他国の政府が行った対応については、政府としてお答えする立場にない。